

千葉県財務規則

(手続)

- 第百十五條の二 令第百六十七條の二第一項第三号及び第四号に規定する規則で定める手続は、次項から第五項までに定めるところによる。
- 2 契約担当者は、あらかじめ、令第百六十七條の二第一項第三号及び第四号に規定する契約の発注の見通しを公表しなければならない。
 - 3 契約担当者は、令第百六十七條の二第一項第三号及び第四号に規定する契約を締結しようとするときは、少なくとも十日前に、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を五日まで短縮することができる。
 - 一 契約の内容
 - 二 契約の相手方の決定方法
 - 三 契約の相手方の選定基準
 - 四 契約の申込方法
 - 五 その他必要と認める事項
 - 4 契約担当者は、令第百六十七條の二第一項第三号及び第四号に規定する契約を締結したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
 - 一 契約の内容
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 三 契約の相手方を決定した日
 - 四 契約の相手方の氏名及び住所
 - 五 契約の相手方を選定した理由
 - 六 その他必要な事項
 - 5 前三項の公表は、次の各号に掲げる方法のうち一以上の方法により行うものとする。
 - 一 公衆の見やすい場所に掲示する方法
 - 二 インターネットを利用して閲覧に供する方法